

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

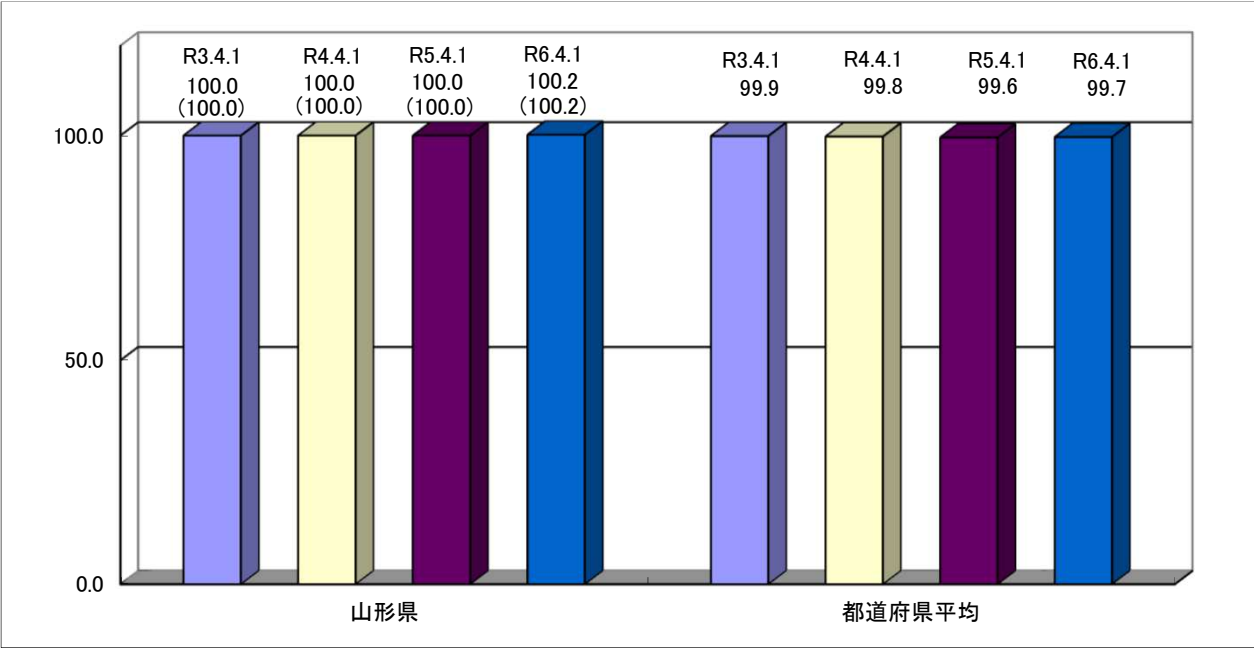
区 分	住 民 基 本 台 帳 人 口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 1,027,509	千円 664,557,243	千円 6,151,871	千円 138,063,458	% 20.8	% 21.0

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和5年度	人 15,307	千円 67,788,416	千円 11,506,487	千円 26,440,323	千円 105,735,226	6,908	6,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3)ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給						(参考) 国の改定率
区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
令和6年度	円 372,357	円 363,927	円 8,430	% 2.32	% 2.32	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)						(参考) 国の年間 支給月数
区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
令和6年度	月 4.58	月 4.45	月 0.13	月 0.15	月 4.60	月 4.60

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し	
[☒ 実施 未実施]	
実施内容	
(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日	
(内容) 県内民間の水準と均衡を図るため、人事院が勧告した俸給表(平均▲2%)を基本としたうえで一定の調整を図ることとする本県人事委員会勧告のとおり改定。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。	
②地域手当の見直し	
実施内容	
国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施) ※ 県内の支給対象地域なし	
③その他の見直し内容	
管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)	

(6) 特記事項